

「総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案」の概要

令和 6 年 7 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 改正の趣旨

- 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 26 条は、内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業を実施する法人（当該計画の認定を受けた地方公共団体が内閣府令で定める要件に該当するものとして指定するものに限る。以下「指定法人」という。）であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設等の新增設をしたものが、その新增設に伴い新たに取得等をした機械装置等については、課税の特例（以下「設備等投資促進税制」という。）の適用があると定めている。
- また、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号。以下「規則」という。）第 15 条では、指定法人の要件を規定しており、同条第 2 号で設備等投資促進税制の対象となる特定国際戦略事業を定めている。
- 今般、「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、産業競争力基盤強化商品[※]の生産に関する事業を設備等投資促進税制の対象となる特定国際戦略事業から除外することとされた。
※ 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 45 号。以下「改正法」という。）による改正後の産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 14 項に規定する産業競争力基盤強化商品
- 以上を踏まえ、規則第 15 条第 2 号について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

規則第 15 条第 2 号に定める特定国際戦略事業から、「産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業に該当するもの」を除外する。

3. 今後の予定

公布日：令和 6 年 9 月上旬（予定）

施行日：改正法の施行の日[※]

※ 改正法の施行期日については、改正法附則第 1 条本文の規定により、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。